

## 牛の BSE 全頭検査の見直しについて

### 1 見直しの内容

平成 25 年 7 月 1 日から BSE 検査の対象月齢を引上げ、48 か月超とした。

### 2 見直しをした根拠

- 食品安全委員会による評価  
と畜場における検査対象月齢を 48 か月超に引き上げたとしても、人への健康に対する影響は無視できるとされたこと。
- 国際獣疫事務局(OIE)による認定  
平成 25 年 5 月 28 日に開催された OIE 総会において、日本は BSE ステータスとして「無視できるリスクの国」と認定されたこと。
- 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法（以下「特措法」という。）施行規則が改正され、平成 25 年 7 月 1 日から BSE 検査の対象月齢が 48 か月超とされたこと。

### 3 BSE 対策の現状

- BSE 検査を含めて、BSE 対策は特措法に基づき、以下の三つが実施されている。

- ① 牛の肉骨粉を原料とする飼料の牛への使用禁止
- ② と畜場における牛の特定部位<sup>\*</sup>の除去・焼却

<sup>\*</sup>特定部位：BSE の病因物質である異常プリオン蛋白質が蓄積されやすい部位（頭部、せき髄など）

- ③ と畜場における BSE 検査

なお、牛肉の安全確保は①の飼料規制と②の特定部位の除去で確保されており、平成 15 年 12 月に施行されたいわゆる「牛肉トレーサビリティ法」により牛の月齢が確実に把握できる現在においては、③の BSE 検査は、飼料規制が確実に行われていることを検証するためのものである。

### 4 BSE 検査の経過

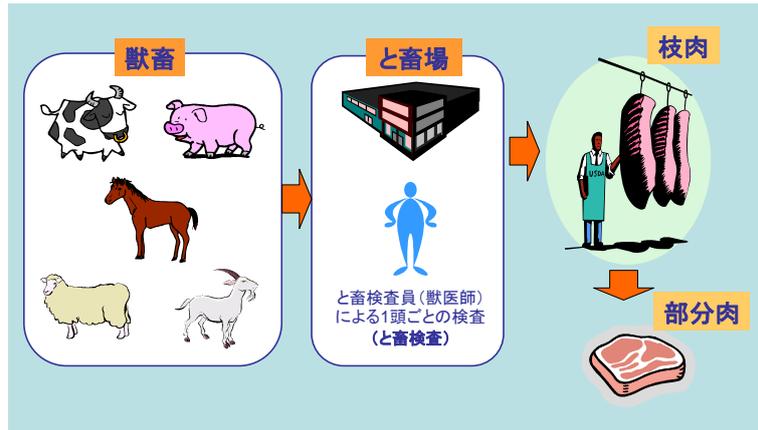
H13. 9. 10	国内で 1 頭目の BSE 感染牛確認		
	特措法施行規則に基づく検査対象	検査費用に対する国庫補助	本県の検査対応
H13. 10. 18	全頭	全頭を対象に補助	全頭検査
H17. 8. 1	<b>21 か月齢以上に引き上げ</b>	↓	↓
H20. 8. 1	↓	21 か月齢以上を対象に補助	↓
H25. 4. 1	<b>30 か月齢超に引き上げ</b>	↓	↓
H25. 7. 1	<b>48 か月齢超に引き上げ</b>	48 か月齢超を対象に補助	<b>48 か月齢超を対象に検査</b>

## と畜場における BSE 対策

### 【と畜場とは】

食用にする目的で獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）をとさつ、解体するために設置された施設です。

と畜場では、と畜検査員（都道府県等の職員である獣医師）が獣畜 1 頭ごとに検査を行い、食肉の安全確保に努めています。



<参考> 愛知県が所管すると畜場は、半田食肉センター（半田市）、愛知県農業総合試験場と畜場（長久手市）の2施設です。

なお、牛の処理を行っているのは、半田食肉センターのみです。

### 【と畜場における BSE 対策】

と畜場における牛の BSE 対策は、特定部位（SRM）\*の除去・焼却と BSE スクリーニング検査\*\* の2つです。

#### \*特定部位(SRM)

頭部(舌、頬肉を除く)、せき髄、回腸遠位部(盲腸との接合部分から2メートルまでの部分)、せき柱。ただし、30 か月齢以下の牛にあつては、扁桃、回腸遠位部のみ。

なお、せき柱については、と畜検査に合格した食肉について、その後の流通段階で除去されます。現在の知見では特定部位に BSE 発生牛の体内の異常プリオン蛋白質の 99%以上が集中しているとされていることから、特定部位の除去により食肉の安全が確保されています。

◎SRM については、確実に除去され焼却処理にまわされたことを、と畜検査員によって確認していますので、市場には一切出回りません。

## \*\*BSE スクリーニング検査

### 48 か月齢超の牛を対象に実施

- ◎BSE スクリーニング検査中の枝肉、内臓等は、陰性の結果が判明するまで、と畜場の冷蔵庫に厳重に保管され、市場には一切出回りません。
- ◎スクリーニング検査の結果、陽性と判定された場合には、国の検査機関において確認検査が実施され、その結果に基づき「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」において確定診断が行われます。

## と畜場におけるBSE対策

